

船橋市教育委員会会議 6 月定例会会議録

1. 日 時 令和 4 年 6 月 1 6 日 (木)
開 会 午後 2 時 0 0 分
閉 会 午後 2 時 2 7 分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
委 員 朝 倉 暁 生
4. 出席職員 教育次長 村 田 真 二
管理部長 森 昌 春
学校教育部長 磯 野 護
生涯学習部長 三 澤 史 子
教育総務課長 五十嵐 正 樹
学務課長 野 木 英 表
指導課長 茂 木 義 久
文化課長 松 田 修
郷土資料館長 金 子 俊
西図書館長 柴 山 和 香 子
生涯スポーツ課長 高 橋 伸 行
5. 議 題
- 第 1 前回会議録の承認
- 第 2 議決事項
- 議案第 3 4 号 船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について
- 議案第 3 5 号 令和 5 年度船橋市立船橋高等学校第 1 年次入学者選抜要項について
- 議案第 3 6 号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第 3 7 号 船橋市博物館協議会委員の委嘱について
- 議案第 3 8 号 船橋市いじめ問題調査委員会臨時委員の委嘱について

第3 報告事項

- (1) 八栄小学校の通学区域の見直しについて
- (2) 第41回船橋市中学校英語発表会について
- (3) 令和4年度船橋市小・中・特別支援学校「夢・アート展」について
- (4) 令和4年度船橋市小中学校音楽発表会（第43回サマーコンサート）について
- (5) 令和4年度船橋市中学校演劇部夏の発表会について
- (6) 船橋市文学賞の募集について
- (7) 「発掘された日本列島2022」展での国史跡取掛西貝塚出土品の展示について
- (8) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、佐藤委員が所要により欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

5月10日に開催しました教育委員会会議5月定例会及び5月23日に開催いたしました教育委員会会議臨時会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきましては承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第36号から議案第38号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に該当しますので、非公開としたいと思います。また、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項（8）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第34号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第34号「船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

このたびの規則につきましては、押印の見直しに伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会におきましてご審議をお願いするものです。

それでは、資料5ページから8ページをご覧ください。

令和4年3月18日に、千葉県都市教育長協議会から、市立小学校及び中学校管理規則の改正が通知され、本市においても押印の見直しを行い、規定の整備を図る必要があります。

具体的には、船橋市立小学校及び中学校管理規則、船橋市立高等学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の様式において、校長職務代理届や校長職務代理者選定届などの職印が必要となる書類及び履歴書など私印が必要となる書類につきましては、押印を不要とし、印を削除しております。また、履歴書裏面の記入要領において、「ふりがなを付し、押印すること。」という文言を「ふりがなを付すこと。」に改めるというものになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第34号「船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第34号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第35号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

本冊9ページからになります。

議案第35号「令和5年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項について」ご説明いたします。

船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に、市立高等学校及び市立特別支援学校高等部の生徒の募集並びに入学者選抜の大綱を決めること、また、船橋市立高等学校管理規則第24条には、単位制による過程の第1年次生徒の募集及び入学者の選抜の方法については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示するとございます。

市立船橋高等学校は千葉県の公立高等学校の一つであるため、千葉県県立高等学校入学者選抜要項に準じて選抜事務を進めているところでございますが、市立船橋高等学校の入学者選抜要項につきましては、6月中旬に千葉県教育委員会に報告し、その後、一部が千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることとなりますので、本日の教育委員会会議におきましてご審議をお願いいたします。

さて、ご承知のとおり、千葉県公立高等学校の入試制度は、令和3年度から受験機会が2回から1回になり、いわゆる入試の一本化が導入されており、令和5年度の入試においてもその制度が継続されることとなります。よって、昨年度に比べて大きな変更点はございません。

令和3年度入学者選抜より導入されました追検査につきましては、インフルエンザ等の罹患による発熱で別室での受験が難しかったり、やむを得ない理由で一般入学者選抜

を受験できなかつたりした場合の受験機会として、引き続き実施いたします。

以上、簡単ではございますが、市立船橋高等学校の入試要項の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問もございますでしょうか。
昨年度とほとんど変わりはないということなのですから、何かございますか。
よろしいですか。

それでは、議案第35号「令和5年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第35号につきましては、原案どおり可決いたしました。
続きまして、報告事項（1）について、学務課、報告願います。

【学務課長】

学務課から、八栄小学校の通学区域の見直しについて報告いたします。

資料23ページをご覧ください。

本日お配りしている資料は、先日、市議会文教委員会に先立ちまして、委員に電子メールで送付させていただいた、5月14日に行われた第3回地域説明会当日資料と同じものになっております。

八栄小学校は、近年児童数が増加し、令和5年度以降、31学級分ある普通教室では足りなくなってしまうことが見込まれています。そこで、八栄小学校の学区の一部を教室数に余裕のある夏見台小学校と市場小学校の学区に変更することを、これまで3回地域説明会を開催し、地域の皆様のご意見をいただいております。

まず、提案している学区変更案について、改めて概略を説明いたします。

資料28ページをご覧ください。

資料の地図上で色分けをしている地域ごとに説明をいたします。

まず、ピンク色の地域、夏見7丁目は全域を夏見台小学校の学区に変更予定です。緑色の地域、夏見1丁目の一部と夏見5丁目の一部は市場小学校の学区に変更予定です。紫色の地域、夏見3丁目、4丁目、6丁目全域は八栄小学校と夏見台小学校を選んで入

学していただく選択地域に設定いたします。これらの学区変更及び選択地域の設定は、令和5年4月に入学、転入学する児童から適用する予定です。

続きまして、29ページ、30ページをご覧ください。

ピンク色の地域の一部及び緑色の地域の半分以上のエリアに斜線を引いた部分があります。こちらは、通学指定校変更許可地域としました。これは、もともとの指定校である八栄小学校までの通学距離と新たな通学指定校である夏見台小学校及び市場小学校までの通学距離の差が大きい地域について、既に居住している児童に限り通学指定校変更申請ができるものとしたものです。

以上が提案している学区変更案となりますが、第3回地域説明会でも、第2回の地域説明会で出されたご意見、ご質問への回答も含めて改めて回答をいたしました。

第2回でいただいた、夏見1丁目の一部分だけが指定校変更ができないということに納得ができない、1丁目も全域八栄小学校への入学を選べるようにしてほしいというご意見に関しては、通学距離の差が大きい地域に対して配慮したことに加え、斜線ありの地区と斜線なしの地区の現時点での未就学児の人数の違いから、対象地域を絞り、既に居住している児童に限らせていただいたということを改めて説明いたしました。

また、夏見1丁目から市場通りを渡って本町6丁目を経由する通学経路のうち、交差点の信号について、歩車分離信号や歩行者信号の時間を延ばしてもらえないかというご要望がございました。この交差点につきましては、今年度、関係部署及び警察に相談、検討をお願いしていることをお伝えいたしました。

また、市場小学校や夏見台小学校がどんな小学校か知る機会を設けるということで、保護者や子ども同士の交流により不安が軽減されるのではないかとご意見もいただいております。これに関しては、市場小学校、夏見台小学校の両校で学校見学会を開催することを説明いたしました。市場小学校に関しましては、第1回の学校見学会を今週末の6月18日土曜日に開催いたします。

昨年10月から3回にわたり開催した地域説明会の内容を6月29日に予定しております船橋市学区審議会に報告の上、学区変更について諮問し、今後進めていきたいと考えております。

学務課からの報告は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【朝倉委員】

ご説明ありがとうございました。

今のご説明の中で、選択学区についてお伺いしたいのですけれども、選択学区はこれから先ずっと選択学区ということなのか、それとも選択学区が解除されることが想定さ

れているのか、どちらでしょうか。

【学務課長】

選択学区につきましては、今現在はこのような形を取っているのですが、今後、八栄小学校の過大規模が解消される状況になってきたときには、選択学区を解除するという事も念頭においております。

【朝倉委員】

ありがとうございます。

解消されると、選択学区については元の学区に戻るという理解でよろしいでしょうか。

【学務課長】

そのとおりです。

【朝倉委員】

ありがとうございます。

その方向性が見えていることと、地域の方々に知らされているということは重要なと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【小島委員】

27ページの学区変更実施後の八栄小学校と近隣校の推計を見ますと、学校を変更しても、八栄小の普通教室として使用できる教室数31を超える年度がありそうだとということになっているのですけれども、この部分についての対応というのは、どういうものを想定されているのでしょうか。

【教育総務課長】

学務課長からの説明では31教室ということなのですが、残りの2教室分につきましては、32教室目につきましては図工室、33教室目については家庭科室ということを考えております。これ以上の教室転用は難しいということで、このような形になっております。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

では、また何かありましたら、その都度聞いていただければと思います。

続きまして、報告事項（２）から報告事項（７）につきましては、定例の報告事項のため、説明を省略したいと思います。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

続きまして、報告事項（８）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

【生涯スポーツ課長】

生涯スポーツ課からは、運動公園のプールの開設についてご報告をいたします。

運動公園プールにつきましては、昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としておりましたが、今年度は人数制限等の拡大防止策を講じた上で、7月18日月曜日から、9月4日日曜日までの期間で開催することといたしました。

詳細につきましては、7月1日号の広報ふなばしをはじめ、市ホームページやツイッター等でお知らせすることを予定しております。

ご報告は以上でございます。

【教育長】

このことについて、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

【朝倉委員】

小中学校におけるマスクの扱いについて今、どのような形になっているか。特にこれから熱中症が危惧されるところで、どのようなガイドラインというか趣旨で行われていくか教えていただけますか。

【学校教育部長】

学校におけるマスクの着用につきましては、ガイドラインというか対応の中で、適宜マスクを外す場面は取ってくださいということのお願いと、あと部活動や通学においてマスクを外すことに関しては子供たちにその旨を、特に通学の時には外すように、あと体育の授業については、先生方にある一定の距離を保つ中で外してくださいということは言っております。

また、普通の授業においても、ずっとマスクをして授業をしていると、やはり子供たちもつらい状況がございますので、そのときには、会話をしないでマスクを外して水分

を取る時間を設けてくださいというようなことも学校にはお願いしています。

また、新たに国から通知が出るということで、またマスクも熱中症との関係で出ていますので、今、保健体育課長と話しているのは、それを受けて、保護者の方もかなり心配をされている部分があるので、学校便り等で保護者に伝わるように周知をしていこうというところを今考えているところでおります。

以上でございます。

【教育長】

よろしいでしょうか。

【朝倉委員】

はい、分かりました。ありがとうございました。

【教育長】

ほかに何かもしありましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、続きまして、先ほど非公開といたしました議案第36号から議案第38号に入りますので、傍聴人はご退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第36号について、西図書館、説明願います。

議案第36号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、西図書館長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第37号について、郷土資料館、説明願います。

議案第37号「船橋市博物館協議会委員の委嘱について」は、郷土資料館長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第38号の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、議案第38号について、指導課、説明願います。

議案第38号「船橋市いじめ問題調査委員会臨時委員の委嘱について」は、指導課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後2時27分閉会

令和4年6月16日